

Ⅱ 各教科等

1 総則

総則

特別支援学校 小学部・中学部・高等部学習指導要領総則

教育目標

特別支援学校については、学校教育法第 72 条に定める目的を実現するために児童及び生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- ・小学部においては 学校教育法第 30 条第 1 項に規定する小学校教育の目標
- ・中学部においては 学校教育法第 46 条に規定する中学校教育の目標
- ・高等部においては 学校教育法第 51 条に規定する高等学校教育の目標
- ・（小・中・高を通じ）児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

※学校教育法 72 条に定める目的とは

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下に同じ）に対して幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

※自立活動が必要であると同時に、特に重要な意義をもつ。

小学部、中学部、高等部における教育の基本

学校の教育活動を進めるに当たっては、（１）～（４）に掲げる事項の実現を図り、生きる力を育むことを目指すものとする。

※生きる力とは

基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などである。

（平成 8 年 7 月中教審答申）

（１）確かな学力

- ・基礎的・基本的な知識及び技術を確実に習得させる。
- ・知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育む。
- ・主体的に学習に取り組む態度を養う。
- ・個性を生かし多様な人々との協働を促す。

※言語活動など学習の基盤をつくる活動を充実するよう配慮する。

※学習習慣が確立するよう配慮する。

（２）豊かな心や創造性の涵養

- ・道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

※**多様な表現や鑑賞の活動等**は、音楽、図画工作や美術における表現及び鑑賞の活動、体育や保健体育における表現活動、特別活動における文化的行事、文科系のクラブ活動等の充実を図るほか、各教科等における言語活動の充実を図ることや教育課程外の学校教育活動などと相互に関連させ、学校教育活動全体として効果的に取り組むことも重要となる。

(3) 健やかな体

- ・学校における体育・健康に関する指導を教育活動全体を通じて適切に行う。
- ・健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努める。
- ・食育の推進，体力の向上に関する指導，安全に関する指導，心身の健康の保持増進に関する指導を適切に行うように努める。

※日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促す。生涯を通じて健康・安全である生活を送るための基礎が培われるように配慮する。

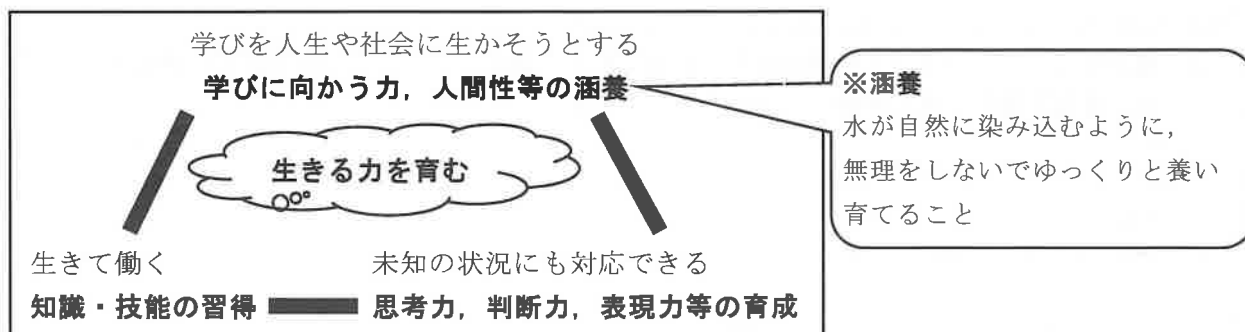
(4) 自立活動の指導

- ・障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し，自立し社会参加する資質を養う。
- ・自立活動の時間はもとより，学校の教育活動全体を通じて適切に行う。

※障害の状態や特性，心身の発達段階等を的確に把握して作成された個別の指導計画の下に，行う。

育成を目指す資質・能力

「生きる力」を育むことを目指すに当たっては，どのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながらか教育活動の充実を図る。育成を目指す資質・能力を三つの柱で整理して示す。



【知識及び技能の習得】

資質・能力の育成は，「何を理解しているか，何ができるか」に関わる知識及び技能の質や量に支えられている。知識については，児童生徒が学習の過程を通して，個別の知識を学びながら，そうした新しい知識が既得の知識及び技能と関連付けられ，各教科等で扱う主要な概念を深く理解し，他の学習や生活の場面でも活用できるような確かな知識として習得されるようにしていくことが重要となる。

【思考力，判断力，表現力等の育成】

「思考力，判断力，表現力等」とは，社会や生活の中で直面するような未知の状況の中でも，その状況と自分との関わりを見つめて具体的に何をすべきかを整理したり，その過程で既得の知識や技能をどのように活用し，必要となる新しい知識や技能をどのように得ればよいのかを考えたりするなどの力である。

【学びに向かう力，人間性等を涵養すること】

よりよい社会や幸福な人生を切り拓いていくためには，主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や，自己の感情や行動を統制する力，よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等が必要となる。これらは，自分の思考や行動を客観的に把握し認識する，いわゆる「メタ認知」に関わる能力を含むものである。

カリキュラム・マネジメント

【カリキュラム・マネジメントとは】

学校教育に関わる様々な取組を、教育課程（教育計画・教育実践等）を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくこと

（以下、四つの側面を通して教育活動の質の向上を図る。）

1 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
→学校教育目標の実現（児童生徒一人一人の目指す将来像）に向け、教科等ごとの枠の中だけでなく、教育課程全体を通じ、他の教科等における指導の関連を図りながら、資質・能力の育成を目指していく。

2 教育課程の実施状況を評価し、その改善を図ること
→各学校は、各種調査結果やデータ等に基づき、「児童生徒の姿」「学校及び地域の現状」「保護者や地域住民の意向」等を定期的に把握し、学校の教育目標など教育課程の改善方針を立案して実施していく。また、学校評価と関連付けて実施することが重要である。

3 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと
→教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域の教育資源や学習環境（近隣の学校、社会教育施設、児童生徒の学習に協力することのできる人材等）などについて具体的に把握することが必要である。

4 何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫すること
→「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「子ども一人一人の発達をどのように支援するか」「何が身に付いたか」「実施するために何が必要か」を的確に捉え、個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていく。

【カリキュラム・マネジメントチェック例】

教育目標の達成に向け、教育活動の質を向上させるために…

- ☐ 校長が示したビジョンや方針、各部目標を十分理解している。
- ☐ 教育目標を意識して授業や行事に取り組んでいる。また、その評価を行い改善へとつなげている。
- ☐ 各学校が設定した研究テーマを意識した授業を行っている。
- ☐ 教職員一人一人が教育課程（授業の位置付けなど）の説明ができる。
- ☐ 地域・社会の人材や素材を積極的に活用している。
- ☐ 学校の授業が、家庭生活や家庭学習とつながっている。
- ☐ 各教科等のPDCA（R（実態把握）V（将来像）-PDCA）サイクルが確立されている。
- ☐ 学習指導要領をもとに作成した目標と授業内容がつながっている。
- ☐ 各教科等の教育目標や内容の相互関連を意識して指導している。
- ☐ 教科で学習した内容が総合的な学習/探究の時間につながり、教科の授業で培った力が発揮されている。
- ☐ 個別の指導計画や年間指導計画の確認（加除訂正）を定期的に行っている。
- ☐ 教育課程の反省や学校評価を通して、教育課程の評価・改善を行っている。

※カリキュラム・マネジメントは、学校の方針のもとに、管理職、教務といった一部だけが関わるのではなく、教職員一人一人が協働しながら学校全体で取り組むことが必須。一人一人が意識して行う授業改善が、学校全体の教育活動の質の向上につながっていく。

※カリキュラム・マネジメントは手段であるため、それ自体を目的化するのはなく、「何のためのカリキュラム・マネジメントなのか」を常に考えるとともに、明確な目標を持ち、評価・改善につなげていく。

教育課程の編成

【教育課程とは】

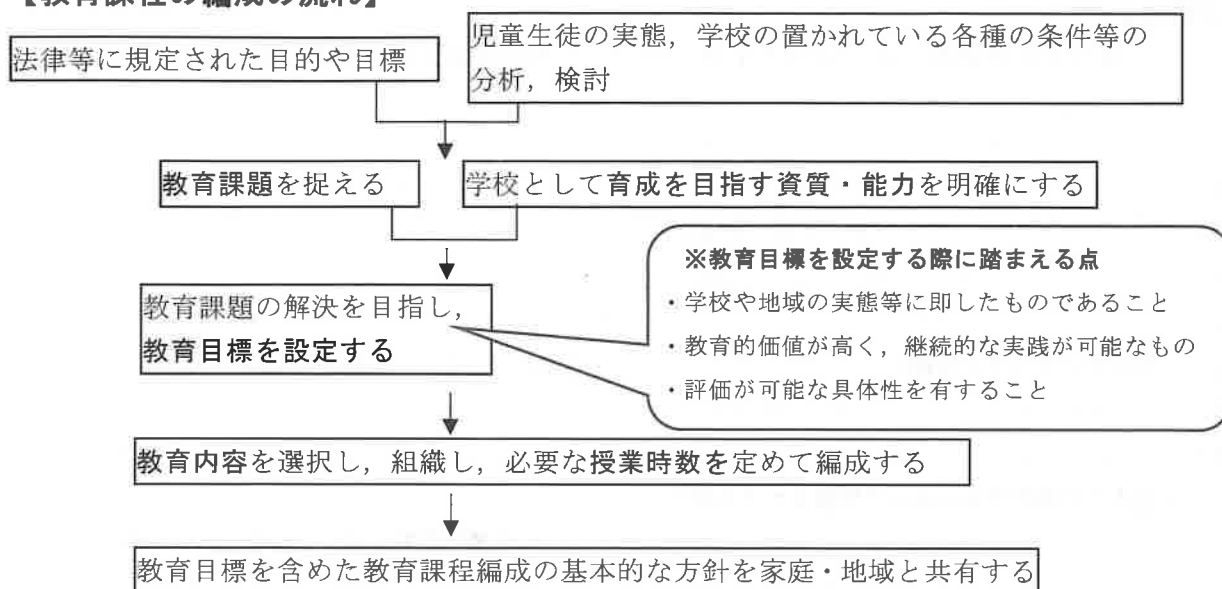
学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画。

◇基本的な要素（学校の教育目標の設定、指導内容の組織、授業時数の配当など）

【編成の原則】

- ・教育基本法及び学校教育法、その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従う。
- ・児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達段階等並びに学校や地域の実態を十分考慮すること。

【教育課程の編成の流れ】



【教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成を行う】

資質・能力を整理すると次のように大別される

(1) 教科等の枠組みを踏まえて育成を目指す資質・能力
(2) 学習の基盤となる資質・能力 (例) 言語能力，情報活用能力（情報モラルを含む），問題発見・解決能力等
(3) 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力 (例) 豊かな人生を実現する，災害を乗り越える等

(1) は，教科等ごとの枠の中だけでなく，教育課程全体を通じて，教科等横断的な視点をもってねらいを具体化したり，他の教科等における指導との関連付けを図りながら幅広い学習や生活の場面で活用できる力を育むことを目指したりしていくことも重要になる。

(2)，(3) においても，各教科等の特質を生かし，教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

言語能力	言葉は，児童生徒の学習活動を支える重要な役割を果たすもの。教科書や教師の説明，様々な資料等から新たな知識を得たり，事象を観察して必要な情報を取り出したり，自分の考えをまとめたり，他者の思いを受け止めながら自分の思いを伝えたり，学級で目的を共有して協働したりすることができるのも言葉の役割に負うところが大きい。
情報活用能力	世の中の様々な事象を情報とその結びつきとして捉え，情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して，問題を発見・解決したり，自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・

総則

	能力。 学習活動において、必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力。情報手段の基本的な操作の習得やプログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含む。
問題発見・解決能力	各教科等において、物事の中から問題を見いだし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程を重視した深い学びの実現を図る。総合的な学習の時間における横断的・総合的な探究課題や特別活動における集団や自己の生活上の課題に取り組むこと通じて、各教科等で身に付けた力が統合的に活用できるようにすることが重要。

【履修】

	準ずる教育課程で履修させるもの	知的障害の教育課程で履修させるもの
小学部	国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、体育、外国語、道徳科、総合的な学習の時間、外国語活動、特別活動、自立活動	生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育、道徳科、特別活動、自立活動 (必要に応じて 外国語活動)
中学部	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動 (必要に応じて 外国語)
高等部	- 各学科に共通する各教科 - 国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報 - 主として専門学科において開設される各教科 - 農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、理数、体育、音楽、美術、英語 - 学校設定教科、 - 総合的な探究の時間・特別活動・自立活動	- 各学科に共通する各教科等 - 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業及び家庭、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動、自立活動 (必要に応じて 外国語、情報) - 主として専門学科において開設される各教科 - 家政、農業、工業、流通・サービス、福祉 - 学校設定教科

【内容の取扱い】

〈いずれの学校においても取り扱わなければならない〉 各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。 ※「特に示す場合」については、「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の頁を参照。
〈自立活動に示されている内容は、選定されるもの〉 自立活動に示されている内容は、個々の児童生徒の指導目標を踏まえて選定されるものであることに留意する。すべての内容を指導するのではない。
〈学校において特に必要がある場合、内容を加えて指導することができる〉 個に応じた指導を充実する観点から、児童生徒の実態に応じて、学校において特に必要がある場合は、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができる。その際、学習指導要領に示した目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童生徒の負担過重となったりしないようにする。
〈指導の順序を示すものではない〉 内容や内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではない。学校においては、その取扱いについて、適切な工夫を加えるものとする。

総則

〈具体的な指導内容を設定する必要がある〉

- ・知的障害者に対する教育を行う特別支援学校において、各教科の指導に当たっては、各教科の段階に示す内容を基に、知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行う場合、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。

〈小学部は6年間、中学部は3年間を見通して〉

- ・目標及び内容がバランスよく取り扱われるよう、小学部は6年間、中学部は3年間を見通して計画的に指導する。

〈選択教科として設けることができる〉

- ・中学部（知的）で、特に必要がある場合は、特に必要な教科を選択教科として設けることができる。生徒の実態をよく把握し、負担過重にならないよう適切な配慮が必要である。

教育課程（授業時数等）

【小学部・中学部】

総授業時数	小学校、中学校の各学年における年間の総授業時数に準ずる。 [総授業時数に、含まれるもの] 外国語科を含む各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動（学級活動に限る。学校給食に係るものは除く）、自立活動
各教科等の授業時数	年間35週以上にわたって行うよう計画する（小1は34週） 各教科等（中学部の特別活動を除く）や学習活動の特質に応じ効果的な場合、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定することができる。
授業の1単位時間	各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童生徒の実態、各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定める。 集中力や持久力、指導内容のまとまり、学習活動の内容を考慮して、どの程度が最も指導の効果を上げるかという観点
総合的な学習の時間	視・聴・肢・病（小3以上）、中学部の各学年において、それぞれに適切に定めるものとする。 ※知的（小）では、設けない。
自立活動	授業時数の標準は示されていないが、個々の児童生徒の障害の状態や特性、心身の発達の段階に応じて適切に設定される必要がある。自立活動の時間に充てる時間は、各学年の総授業時数の枠内に含まれることになっている。各教科等の一部又は全部を合わせた指導において、自立活動を合わせる場合であっても授業時数を適切に定める必要がある。
小：児童会活動、 クラブ活動、学校行事 中：生徒会活動、学校行事	特別活動のうち、左に示すものは、学校ごとの特色ある実施が望まれる。内容に応じ、年間、学期ごと月ごとなどに適切な授業時数を充てる。学校行事は、行事や内容の重点化、行事間に関連や統合を図り、精選して実施する。 ※学級活動については、学校教育法施行規則において標準となる授業時数が示されている。
各教科等を合わせて 指導を行う場合	取り扱われる教科等の内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定し、指導内容に適した時数を配当するようにする。

総則

短い時間を活用して指導を行う場合	単元や題材など内容や時間のまとまりを見通し、指導内容の決定、指導の成果の把握、活用を行う体制が整備されているとき、当該教科等の年間授業時数に含めることができる。
給食、休憩などの時間	各学校において工夫を加え、適切に定めること。
時間割の弾力的な編成	時間割を年間で固定するのではなく、児童生徒や学校、地域の実態、各教科等や学習活動の特質に応じ、弾力的に組み替えて実施することができる。
総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替	総合的な学習の時間において、総合的な学習の時間と特別活動の両方の趣旨を踏まえた体験活動を実施し、学校行事の実施と同等の成果が期待できる場合に特別活動の代替を認める。

【高等部】

総授業時数	1050 単位時間を標準とする。（1 単位時間は 50 分として計算） ※特に必要がある場合は、増加することができる。 [総授業時数に含まれるもの] 各教科、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動（ホームルーム活動に限る）、自立活動 ※道徳科、特別活動、自立活動は、それぞれの学年で履修し、その年度の授業時数を適切に定める。 ※各教科、総合的な探究の時間は、履修する学年を定め、その学年における授業時数を適切に定める。
各教科・科目、ホームルーム活動、自立活動の授業時数	年間 35 週行うことを標準とする。 各教科・科目及び自立活動の授業は、必要がある場合は、特定の学期、特定の期間に行うことができる。
専門学科の専門教科	全ての生徒に履修させる授業時数は、875 単位時間を下らない。
週当たりの授業時数	30 単位時間を標準とする。特に必要がある場合には、増加することができる。
1 単位時間	各教科等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態や各教科等の特質を考慮して適切に定める。
ホームルーム活動	原則として年間 35 単位時間以上とする。 特定の学期又は期間に集中して行うことはできない。 ※毎日の授業の前後に「ショートホームルーム」、「朝の会」、「帰りの会」等の名称の時間を設定される場合があるが、ホームルーム活動の時間とは区別されるものである。
生徒会活動、学校行事	活動ごとに時期を考慮し、学科の特色、生徒及び地域の実態に応じて、適切な授業時数を充てる。それぞれの学習内容に応じて、計画的に教育活動ができる一定の授業時間を確保すべきである。
総合的な探究の時間	生徒や学校の実態に応じて適切に定める。各学年において実施する方法や、特定の学年に実施する方法も可能。特定の学期又は期間に行う方法を組み合わせて活用することも可能。
自立活動	※小学部、中学部の欄を参照
短い時間を活用して指導を行う場合	単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、指導内容の決定、指導の成果の把握、活用を行う体制が整備されているとき、当該各教科等の授業時数に含めることができる。
総合的な探究の時間の実施による特別活動の代替	※小学部、中学部の欄を参照

指導計画の作成等に当たっての配慮事項

- ・指導計画を作成するに当たり、各教科等の目標と指導内容の関連を十分に研究し、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、まとめ方などを工夫したり、内容の重要度や児童生徒の学習の実態に応じてその取扱いに軽重を加えたりするなど、工夫を加える。
- ・各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにする。
- ・小学部においては、児童の実態を考慮し、指導の効果を上げるため、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに指導内容の関連性等を踏まえつつ、合科的・関連的な指導を進める。

個別の指導計画の作成

各教科等の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、次の事項に配慮しながら、個別の指導計画を作成すること。

- **基礎的・基本的な事項に重点を置くこと**
 - ・児童生徒一人一人に学習内容の習熟の程度に応じたきめ細やかな指導を工夫して基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容の着実な理解を図っていくことが大切である。
- **指導方法や指導体制の工夫改善に努めること**
 - ・個別指導を重視するとともに、グループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた学習、興味・関心等に応じた学習、補充的な学習、発展的な学習などを取り入れること。
 - ・教師の専門性や得意分野などの特性を生かしたり、学習形態によっては、協力して指導したりする。

学部段階間及び学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学部段階間及び学校段階間の接続を図る。

小学部においては、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫する。入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など指導の工夫や指導計画の設定を行う。

中学部における教育又は中学校教育又はその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。

中学部においては、小学部における教育又は小学校教育までの学習の成果が円滑に接続され、義務教育段階の終わりまでに育成することを目指す資質・能力を生徒が確実に身に付けることができるように工夫する。

高等部における教育又は高等学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。

高等部においては、中学部における教育又は中学校教育までの学習の成果が円滑に接続され、高等部における教育段階の終わりまでに育成することを目指す資質・能力を生徒が確実に身に付けることができるよう工夫する。

大学や専門学校、教育訓練機関等における教育や社会的・職業的自立、生涯にわたる学習や生活のために進路先との円滑な接続が図られるよう、関連する教育機関や企業、福祉施設等との連携により、卒業後の進路に求められる資質・能力を生徒が確実に育成することができるよう工夫する。

【主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善】

ポイント1

資質・能力の三つの柱（図1）を、偏りなく実現させていく

ポイント2

単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、授業改善を行う

ポイント3

授業改善の視点として、各教科の「見方・考え方^{※1}」を働かせ、各教科等の学習の過程を重視する。

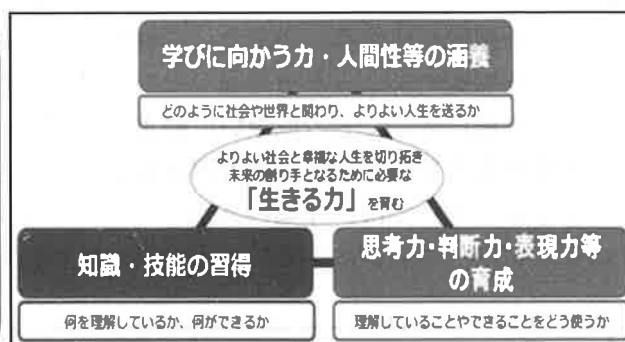


図1 資質・能力の三つの柱

表 児童生徒の主体的・対話的で深い学びの視点の例と教師の関わり

	児童生徒の姿	教師の関わり
主体的な学びの視点	○学ぶことに興味関心をもつ ○見通しをもって粘り強く取り組む ○学習活動を振り返って次の学習につなげる	●教材・教具の改善する ●興味・関心を生かす ●目指す児童生徒像と関連づける
対話的な学びの視点	○児童生徒同士が協働する ○自己の考えを広げ深める（対話の相手は児童生徒だけでなく、教職員、地域の人、先哲、教材など幅広い。）	●教材・教具や言葉掛けの工夫により思考を促す ●他者の意見や考え方を比較したり、自分だけでは気付くことが難しい気付きを得られたりできるように支援する
深い学びの視点	○各教科等の「見方・考え方」を働かせる ・知識を相互に関連付けてより深く理解する ・情報を精査して考えを形成する ・問題を見い出して解決策を考える ・思いや考えを基に創造することに向かう	●各教科等の目標や内容を三つの資質・能力の観点から明確にする

< 岡山県総合教育センター 知的障害教育における「主体的・対話的で深い学び」（平成31年2月）を一部改訂 >

- 主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。
- 主体的・対話的で深い学びを通して、質の高い学びを実現し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けることが求められている。

【学習評価の充実】

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するよう示されている。

1 <何が身に付いたのか－多面的・多角的な評価から－>

児童生徒による学習活動としての相互評価や自己評価の工夫に加え、資質・能力の三つの柱の一つでもある「学びに向かう力、人間性等」には、①「主体的に学習に取り組む態度多として観点別学習評価の評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることのできる部分と、②個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分があることから、多面的・多角的な評価を行いながら資質・能力のバランスのとれた学習評価を行っていくことが必要である。

2 <何をどう改善していくのか－計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）から－>

各教科等の指導に当たっては、目標が高すぎではないか、指導内容や指導方法は適切か、指導目標、指導内容、指導方法に一貫性はあるか、など、課題を明らかにし、その課題の背景や要因を踏まえて改善を図る必要がある。

※1 各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすもので、教科等の学習と社会をつなぐもの。習得・活用・探究という学びの過程において、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。

総則

3 《いかに妥当性や信頼性を高め、学習成果を接続していくのか》

学習評価の妥当性や信頼性を高めるために、「評価規準や評価方法を明確にする」「評価結果について教師同士で検討する」「実践事例を蓄積し共有する」「授業研究等を通じ評価に係る教師の力量の向上を図る」などに取り組むことが挙げられる。加えて、学校が保護者に、評価に関する仕組みや評価結果について丁寧に説明し、保護者の理解を図ることも信頼性の向上の観点から重要である。

今回の改訂は、学部間学校間の接続も重視している。例えば、特別活動の指導では、学校、家庭、及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだこと振り返りつつ、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこととし、その際の活動を記録し蓄積する教材等を学校段階や学部段階を越えて活用することで児童生徒の学習成果を円滑にかつ適切に接続させることが考えられる。

※学習評価の考え方については、「授業づくりハンドブック」～学習指導案と学習評価の考え方について～（岡山県特別支援学校校長会・岡山県教育庁特別支援教育課 平成30年）を参照してください。

【教育課程の実施に当たって】

コンピュータ等や教材・教具の活用、コンピュータの基本的な操作やプログラミングの体験

情報活用能力（第1章総則第3節の2（1））を図ることに関連し、以下のことに配慮する。

- ・情報技術を児童生徒が手段として学習や日常生活に活用できるようにするため、各教科等においてこれらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。
- ・各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること
- ・児童生徒が情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくこと。
- ・情報活用能力は「学習の基盤となる資質・能力」の一つであること
- ・教師は、機器の操作等に習熟するだけではなく、それぞれの教材・教具の特性を理解し、指導の効果を高める方法について絶えず研究するとともに、校内のICT環境の整備に努めること。
- ・文章を編集したり図表を作成したりする学習活動、様々な方法で情報収集して調べたり比較したりする学習活動、情報手段を使った情報の共有や協働的な学習活動、情報手段を適切に活用して調べたものをまとめたり発表したりする学習活動を充実していくこと。

子供たちが将来どのような職業に就くとしても、時代を越えて普遍的に求められる「プログラミング的思考^{※2}」を育むために、以下のことに配慮する。

- ・小学部段階においてプログラミングに取り組むねらいは、論理的思考力を育むとともにプログラムの働きやよさ、情報社会がコンピュータをはじめとする情報技術によって支えられていることに気づき、身近な問題の解決に主体的に取り組む態度やコンピュータ等を上手に活用してよりよい社会を築いていこうとする態度などを育むこと、教科等で学ぶ知識及び技能等をより確実に身に付させること。
- ・教科等における学習上の必要性や学習内容と関連付けながら計画的かつ無理なく確実に実施されるものであることを踏まえ、小学部においては、教育課程全体を見渡し、プログラミングを実施する単元を位置付けていく学年や教科を決定する必要があること。
- ・プログラミングを学習活動として実施する際、取り組むねらいを踏まえつつ、学校の教育目標や児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて工夫して取り入れていくこと。
- ・プログラミング実施に当たっては、地域や民間等と連携し、それらの教育資源を効果的に活用していくこと
- ・携帯電話・スマートフォンやSNSが子供たちにも急速に普及するなかで、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、インターネット上の犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、インターネット利用の長時間化等を踏まえ、情報モラルについても指導すること。

※2 自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力。

総則

※特別支援学校小学部・中学部学指導要領第2章各教科の第1節の第1款において準用する小学校学習指導要領では、算数科、理科、総合的な学習の時間において児童がプログラミングを体験しながら、論理的思考力を身に付けるための学習活動を取り上げる内容やその取扱いについて例示しています。

【見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の充実】

児童生徒が自主的に学ぶ態度を育み、学習意欲の向上に資する観点から、各教科等の指導に当たり児童生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるように工夫することが重要であることを示している。

〈具体的例〉

- ・児童生徒が学習の見通しを立てる。
- ・児童生徒が当該授業で学習した内容を振り返る機会を設ける。
- ・児童生徒が家庭において学習の見通しを立てて予習をしたり、学習した内容を振り返って復習したりする習慣の確立を図る。

これらの指導を通じ、学習内容の確実な定着が図られ、各教科等で目指す資質・能力の育成にも資するものと考えられる。

【体験活動の重視】

今回の改定においては、児童生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるようにすることを重視し、集団の中で体系的・継続的な活動を行うことのできる学校の場を生かして、地域・家庭と連携・協働して、体験活動の機会を確保していくことを示している。

学校において体系的・継続的に体験活動を実施していくためには、各教科等の特質に応じて教育課程を編成していく必要がある。

【課題選択及び自主的、自発的な学習の促進】

各教科等の指導を通して資質・能力の三つの柱をバランスよく育成していくため、児童生徒が自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けるなど、児童生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう、教育課程の実施上の工夫を行うことを示している。

【家庭や地域社会との連携並びに学校間の連携や交流及び共同学習】

（１）家庭や地域社会との連携及び協働と世代を超えた交流の機会

学校が目的を達成するためには、家庭や地域の人々とともに児童生徒を育てていくという視点に立ち、家庭、地域社会との連携を深め、学校内外を通じた児童生徒の生活の充実と活性化を図ることが大切である。また、各学校の教育方針や特色のある教育活動、児童生徒の状況などについて家庭や地域の人々に適切に情報発信し理解や協力を得たり、家庭や地域の人々の学校運営などに対する意見を的確に把握して自校の教育活動に生かしたりすることが大切である。

（２）学校相互間の連携や交流

学校同士が相互に連携を図り積極的に交流を深めることによって、学校生活をより豊かにするとともに、児童生徒の人間関係や経験を広げるなど広い視野に立った教育活動を進めていくことが必要である。

〈具体的例：学校間の連携〉

- ・同一都道府県等や近隣の学校同士が学習指導や生徒指導のための連絡会を設ける。

総則

- ・合同の研究会や研修会を開催したりする。

〈具体的例：学校同士の交流〉

- ・近隣の小学校や幼稚園，認定こども園，保育所，近隣の中学校と学校行事，クラブ活動や部活動，自然体験活動，ボランティア活動などを合同で行う。
- ・自然や社会環境が異なる学校同士が相互に訪問したり，コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用して交流したりする。

これらの活動を通じ，学校全体が活性化するとともに，児童生徒が幅広い体験を得，視野を広げることにより，豊かな人間関係を図っていくことが期待される。

障害者である児童生徒と障害者ではない児童生徒が一緒に参加する活動は，相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と，教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられる。

〈具体的例〉

- ・小・中学校等と学校行事やクラブ活動，部活動，自然体験活動，ボランティア活動を合同で行う。
- ・文通や作品の交換，コンピュータや情報通信ネットワークを活用する。

これらの活動を通して，コミュニケーションを深め，同じ社会に生きる人間として，互いを正しく理解し，共に助け合い，支え合って生きていくことの大切さを学ぶことが肝要である。

なお，交流及び共同学習の実施に当たっては，双方の学校同士が十分に連絡を取り合い，指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し，各学校や障害のある児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行い，計画的，組織的に継続した活動を実施することが大切である。

道徳教育

【道徳教育の目標】

道徳教育は，教育基本法，学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき，小学部においては，自己の生き方を考え，中学部においては，人間としての生き方を考え，高等部においては，自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員として自覚に基づき行為しうる発達段階にあることを考慮し，人間としての在り方生き方を考え，主体的な判断の下に行動し，自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

【道徳教育の推進】

道徳教育の目標を踏まえ，道徳教育の全体計画を作成する。

校長の方針を明確に示す。

道徳教育の推進を主に担当する教師（道徳教育推進教師）を中心に，全教師が協力して道徳教育を推進する。

※道徳教育推進教師の役割を明確にしておく。

※全教員が指導力を発揮し，協力して道徳教育を展開できる体制を整える。

※道徳教育の全体計画とは，学校における道徳教育の基本的な方針を示すとともに，学校の教育活動全体を通して，道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画。

※全体計画の作成に当たっては，

- ・学校の道徳教育の重点目標を設定する。
- ・道徳科の指導方針，第3章特別の教科道徳に示す内容との関連を踏まえた各教科，外国語活動，総合的な学習の時間，総合的な探究の時間，特別活動及び自立活動における指導内容及び時期，並びに家庭や地域社会との連携の仕方を示す。

総則

重複障害者等に関する教育課程の取扱い

「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」は、児童生徒一人一人の障害の状態を考慮しながら、教育課程の編成について検討を行う際に理解しておかなければならない規定である。

規定項目	規定内容
1 障害の状態により特に必要がある場合	各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができる。 →「一部を取り扱わない」とあるが、安易に取り扱わなくてもよいということではないことに留意することが必要。 各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができる。 →(ex) 小学部 4 年生の児童に対して、「社会」、「理科」の目標及び内容を「生活」の目標及び内容に替えて指導することも可能である。 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。 中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する小学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって、替えることができる。 →(ex) 中学部の教科「社会」、「理科」及び「職業・家庭」の目標及び内容を、小学部の教科「生活」の目標及び内容によって替えることができる。→ここで重要なことは、取り扱うことが不可能だから下学年に替えるという考え方ではなく、児童生徒が現在までに達成している目標と次に達成を目指す目標を見極める視点もつことである。 中学部の外国語科については、小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。 →小学部 3 学年及び 4 学年の外国語活動は、教科ではないことから、中学部での外国語科として指導を行う際には、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることはできるが、全部を替えることはできないことに留意する。 幼稚園教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができる。 →特別支援学校幼稚園教育要領は、領域（健康、人間関係、環境、言葉及び表現）で示していることから、目標及び内容の一部を替えることはできるが、全部を替えることができないことに留意する必要がある。
2 知的障害者である児童生徒の場合	知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部に就学する児童のうち、小学部の 3 段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者については、小学校学習指導要領に示されている各教科及び外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の 2 段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、中学校学習指導要領に示されている各教科の目標及び内容、並びに小学校学習指導要領に示されている各教科及び外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。 →特別支援学校の小学部「生活」に相当する小学部の教科は、「社会」「理科」「家庭」、中学部の「職業・家庭」に相当する中学部の教科とは、「技術・家庭」と考えてよい。
3 重複障害の場合 (1) 知的障害を併せ有する児童生徒の場合	各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する特別支援学校（知的障害）の各教科の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる。この場合、小学部の児童については、外国語科及び総合的な学習の時間を、中学部の生徒については、外国語科を設けないことができる。
(2) 重複障害のうち、障害の状態により特に必要がある児童生徒の場合	各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主とし指導を行うことができる。 →道徳科及び特別活動については、その目標及び内容の全部を替えることができないことに留意する必要がある。
4 訪問教育の場合	障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合については、上記 1 から 3 (1) (2) に示すところによることができる。
5 重複障害者等に係る授業時数	重複障害者、療育中の児童生徒又は障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合について、特に必要があるときは、実情に応じた授業時数を適切に定めるものとする。

- 重複障害者である児童生徒＝「自立活動を主とした教育課程」を前提としない。
- 各教科等のそれぞれの目標及び内容を踏まえ、個々の児童生徒が前各学年までに、何を目標として学び、どの程度の内容を習得しているのかなど、個別の指導計画を基に、一人一人の学習の習得状況等の把握に努めることが肝要。
- なぜ、この規定を適用することを選択したのか、その理由を明らかにしていきながら、教育課程の編成を工夫し、教育課程を評価し改善していく、カリキュラム・マネジメントに努めることが重要。
- 障害のある子供の教科指導の在り方や導入について具体的に検討することが必要。
- 「第 8 節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い」は重複障害者に限定していないことに留意。
- 3 (1) の規定を適応した場合、各教科等の一部又は全部について、合わせて指導を行うことができるようになっているが、結果として学習活動が優先され、各教科等の内容への意識が不十分な状態にならないように留意すること。

※各教科を合わせて指導を行う場合については、学校教育法施行規則第130条第1項が、各教科等を合わせて指導を行う場合については、学校教育法施行規則第130条第2項が根拠となる。また、合わせた指導については、「授業づくりハンドブック～学習指導案と学習評価の考え方について（岡山県特別支援学校長会、岡山県教育庁特別支援教育課 平成30年3月）」「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等を合わせた指導」を参照のこと。

キャリア教育の充実

キャリア教育を効果的に展開していくためには、①特別活動の学級活動を要としながら、教育活動全体（総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等）を通じて必要な資質・能力の育成を図っていくこと②将来の生活や社会、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることなどが求められる。

【キャリア教育及び職業教育に関して配慮すべき事項】

《小・中学部》

- ・自己の生き方についての関心が高まる発達の段階にある児童生徒が、自分自身をみつめ、自分と社会との関わりを考え、将来、様々な生き方や進路の選択可能性があることを理解するとともに自らの意思と責任で自己の生き方や進路を選択できるよう指導・援助を行うこと。
- ・児童生徒の生き方や生活をよりよくするために、常に将来設計を描き直したり、目標を段階的に修正したりして、自己実現に向けて努力していくことができるよう指導・支援を行うこと。
- ・高等部で何を学ぶのか、しっかりとした目的意識をもって進路の選択ができるよう、保護者と綿密な連携を図りながら指導を進めていくこと。

《高等部》

以下の項目に配慮してキャリア教育及び、職業教育に関した配慮をしていく。

- 1 生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校や地域の実態等を考慮し、地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるとともに、地域や産業界や労働等の業務を行う関係機関の人々の協力を積極的に得るよう配慮する。
- 2 普通科においては、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校や地域の実態等を考慮し、必要に応じて適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮する。
- 3 職業教育を主とする専門学科においては、次の事項に配慮する。
 - ①職業に関する各教科・科目については、実験・実習に相当する授業時数を十分確保するようにする。
 - ②生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択し、その内容については基礎的・基本的事項が確実に身に付くように取り扱い、また、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすこと。
- 4 職業に関する各教科・科目については、次のように配慮する。
 - ①職業に関する各教科・科目については、就業体験活動をもって実習に替えることができること。この場合、職業体験活動は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画し、評価されるものであることを要すること。
 - ②農業、水産及び家庭に関する各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクトなどの活動を活用して、学習の効果を上げるよう留意すること。この場合、ホームプロジェクトについては、適切な授業時数をこれに充てることができること。

